

**ふくしまレッドリスト  
2017年版**

**平成29年11月  
福島県生活環境部自然保護課**

## 目次

### I ふくしまレッドリスト（2017年版）について

|   |                                    |     |       |
|---|------------------------------------|-----|-------|
| 1 | ふくしまレッドリストとは                       | ・・・ | 1     |
| 2 | ふくしまレッドリスト（2017年版）のカテゴリー（ランク）と評価方法 |     |       |
|   | （1）カテゴリー（ランク）                      | ・・・ | 1     |
|   | （2）評価方法                            | ・・・ | 1     |
|   | （3）ふくしまレッドリスト（2017年版）のカテゴリーと評価方法   | ・・・ | 2～7   |
| 3 | ふくしまレッドリスト（2017年版）掲載種数             | ・・・ | 8     |
| 4 | 各分類群における調査結果                       |     |       |
|   | （1）植物（シダ植物、種子植物）                   | ・・・ | 9     |
|   | （2）昆虫類                             | ・・・ | 9     |
|   | （3）鳥類                              | ・・・ | 9     |
|   | （4）淡水魚類                            | ・・・ | 10    |
|   | （5）両生・爬虫類                          | ・・・ | 10    |
|   | （6）哺乳類                             | ・・・ | 10    |
|   | （7）淡水性甲殻類                          | ・・・ | 10～11 |
|   | （8）菌類                              | ・・・ | 11    |
| 5 | 改訂の経緯及び調査体制                        |     |       |
|   | （1）改訂の経緯                           | ・・・ | 11    |
|   | （2）調査体制                            | ・・・ | 11～12 |
| 6 | ふくしまレッドリストの活用                      | ・・・ | 12    |
| 7 | 問い合わせ先                             | ・・・ | 12    |

### II ふくしまレッドリスト（2017年版）

|               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| コケ類           | ・・・ | 13～16 |
| 植物（シダ植物、種子植物） | ・・・ | 17～39 |
| 昆虫類           | ・・・ | 40～46 |
| 鳥類            | ・・・ | 47～49 |
| 淡水魚類          | ・・・ | 50～51 |
| 両生・爬虫類        | ・・・ | 52    |
| 哺乳類           | ・・・ | 53    |
| 淡水性甲殻類        | ・・・ | 54    |
| 菌類            | ・・・ | 55～56 |

## I ふくしまレッドリスト（2017年版）について

### 1 ふくしまレッドリストとは

野生生物を絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の現状を的確に把握し、そのための対策をとり、一般への理解を深める必要があります。福島県内の絶滅のおそれのある種をリストにまとめたのが「ふくしまレッドリスト」です。以前のものは、平成13年と平成15年に作成したものです（以下「ふくしまレッドリスト（2017年版）」と区別するために、「ふくしまレッドリスト（2001-2003年版）」と称します。）が、経済・社会活動の急激な拡大や東日本大震災の影響等により、野生動植物の生息環境等は大きく変化していることから、平成25年よりレッドリストの改訂調査に着手し、絶滅の恐れがある野生生物について再度評価を行うこととしました。

### 2 ふくしまレッドリスト（2017年版）のカテゴリー（ランク）と評価方法

#### （1）カテゴリー（ランク）

ふくしまレッドリスト（2017年版）では、絶滅の危険性を示す基準として、環境省のレッドリストカテゴリー(2017)を準用しました。

このカテゴリーでは、絶滅の危険性の高いものから絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)の順となっています。

なお、環境省版レッドリスト(2017)では、IA類(CR)、IB類(EN)、II類(VU)について、「絶滅のおそれのある種」として位置づけられています。

#### （2）評価方法

ふくしまレッドリスト（2001-2003年版）では、定量的な評価を行うための数値化された県内データが少ないため、定性的要件を採用しカテゴリー評価を行いました。

しかし、数値基準による客観的評価は今までの定性的な評価よりも好ましいことから、ふくしまレッドリストの改訂にあたり、環境省レッドリストカテゴリー(2017)に準拠した定量的要件を導入しました。

ただし、数値的に評価が可能となるようなデータが得られない種も多いことから、今までの定性的要件と、新たに示された定量的要件（数値基準）を併用し、数値基準に基づいて評価することが可能な種については、定量的要件を適用しました。

定量的評価：数値基準による客観的評価

（例：個体数が〇〇未満、過去〇〇年で〇〇%以上の減少があった）

定性的評価：数量が把握できない場合の生息確認地における環境等の外的要因の変化による比較評価

（例：全ての生息地で生息条件が悪化している）

(3) ふくしまレッドリスト (2017年版) のカテゴリと判定方法

[環境省レッドリストカテゴリ(2017)に準拠]

| カテゴリ及び基本概念   | 定性的要件   | 定量的要件  |
|--|---|--|
| <b>絶滅</b><br>Extinct (EX)<br>福島県ではすでに絶滅したと<br>考えられる種(注1.以下同じ)  | 過去に福島県に生息したことが確認さ<br>れており、飼育・栽培下を含め、福島県<br>ではすでに絶滅したと考えられる種   |  |
| <b>野生絶滅</b><br>Extinct in the Wild (EW)<br>飼育・栽培下でのみ存続して<br>いる種  | 過去に福島県に生息したことが確認さ<br>れており、飼育・栽培下では存続してい<br>るが、福島県において野生ではすでに<br>絶滅したと考えられる種<br>【確実な情報があるもの】<br>①信頼できる調査や記録により、すで<br>に野生で絶滅したことが確認されて<br>いる。<br>②信頼できる複数の調査によっても、<br>生息が確認できなかった。<br>【情報量が少ないもの】<br>③過去50年間前後の間に、信頼できる<br>生息の情報が得られていない。   |  |
| <b>絶滅危惧 I 類</b><br>Critically Endangered +<br>Endangered (CR+EN)<br>絶滅の危機に瀕して<br>いる種<br><br>現在の状態をもたらした<br>圧迫要因が引き続き作<br>用する場合、野生での存<br>続が困難なもの。<br><br>T<br>H<br>R<br>E<br>A<br>T<br>E<br>N<br>E<br>D | 次のいずれかに該当する種<br><br>【確実な情報があるもの】<br>①既知のすべての個体群で、危機的水<br>準にまで減少している。<br>②既知のすべての生息地で、生息条件<br>が著しく悪化している。<br>③既知のすべての個体群がその再生<br>産能力を上回る捕獲・採取圧にさら<br>されている。<br>④ほとんどの分布域に交雑のおそれ<br>ある別種が侵入している。<br><br>【情報量が少ないもの】<br>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)<br>の生息記録以後確認情報がなく、そ<br>の後信頼すべき調査が行われてい<br>ないため、絶滅したかどうかの判断<br>が困難なもの。 | <b>絶滅危惧<br/>I A類</b><br>Critically<br>Endangered<br>(CR)<br><br>ごく近い将来に<br>おける野生で<br>の絶滅の危険<br>性が極めて高<br>いもの。<br><br>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる<br>場合。<br>1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期<br>間(注2.以下同じ)を通じて、90%以上の減少<br>があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆<br>的である。<br>2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期<br>間を通じて、80%以上の減少があったと推定<br>され、その原因がなくなっていない、理解され<br>ていない、あるいは可逆的でない。<br>3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間<br>を通じて、80%以上の減少があると予測され<br>る。<br>4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世<br>代のどちらか長い期間において80%以上の<br>減少があると推定され、その原因がなくなっ<br>ていない、理解されていない、あるいは可逆的<br>でない。<br><br>B. 出現範囲が100km <sup>2</sup> 未満もしくは生息地面積が<br>10km <sup>2</sup> 未満であると推定されるほか、次のうち<br>2つ以上の兆候が見られる場合。<br>1. 生息地が過度に分断されているか、ただ1カ<br>所の地点に限定されている。<br>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継<br>続的な減少が予測される。<br>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極<br>度の減少が見られる。 |

(注1)種:動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種(一部に品種を含む)を示す。

(注2)過去10年間もしくは3世代:1世代が短く3世代に要する期間が10年未満のものは年数を、1世代が長く3世代に要する期間が10年を超えるものは世代数を採用する。

| カテゴリー及び基本概念  | 定性的要件 | 定量的要件  |
|--|-------|--|
| <p style="text-align: center;"><b>絶滅危惧 I 類</b><br/>Critically Endangered + Endangered (CR+EN)<br/>絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p> <p style="text-align: center;">絶滅危惧<br/>T<br/>H<br/>R<br/>E<br/>A<br/>T<br/>E<br/>N<br/>E<br/>D</p> |       | <p><b>絶滅危惧 I A 類</b><br/>Critically Endangered (CR)</p> <p>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が250未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3年間もしくは1世代のどちらか長い期間に25%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 50以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1つの下位個体群中に90%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 成熟個体数が50未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が50%以上と予測される場合。</p>   |
|  |       | <p><b>絶滅危惧 I B 類</b><br/>Endangered (EN)</p> <p>I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、70%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</li> <li>4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において50%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が5,000km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が500km<sup>2</sup>未満であると推定されるほか、次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生息地が過度に分断されているか、5以下の地点に限定されている。</li> <li>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol> |

| カテゴリー及び基本概念   | 定性的要件   | 定量的要件  |
|---|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">絶滅危惧</p> <p><b>絶滅危惧Ⅰ類</b><br/>Critically Endangered + Endangered (CR+EN)<br/>絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>  |   | <p><b>絶滅危惧ⅠB類</b><br/>Endangered (EN)</p> <p>ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が2,500未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5年間もしくは2世代のどちらか長い期間に20%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 250以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1つの下位個体群中に95%以上の成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 成熟個体数が250未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20年間、もしくは5世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が20%以上と予測される場合。</p>   |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">T<br/>H<br/>R<br/>E<br/>A<br/>T<br/>E<br/>N<br/>E<br/>D</p> <p><b>絶滅危惧Ⅱ類</b><br/>Vulnerable (VU)<br/>絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p> | <p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。</li> <li>② 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。</li> <li>③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</li> <li>④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</li> </ol> | <p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっており、且つ理解されており、且つ明らかに可逆的である。</li> <li>2. 過去10年間もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて、30%以上の減少があったと推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> <li>3. 今後10年間もしくは3世代のどちらか長期間を通じて、30%以上の減少があると予測される。</li> <li>4. 過去と未来の両方を含む10年間もしくは3世代のどちらか長い期間において30%以上の減少があると推定され、その原因がなくなっていない、理解されていない、あるいは可逆的でない。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が20,000km<sup>2</sup>未満もしくは生息地面積が 2,000km<sup>2</sup>未満であると推定され、また次のうち2つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生息度が過度に分断されているか、10以下の地点に限定されている。</li> <li>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等について、継続的な減少が予測される。</li> <li>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol> |

| カテゴリー及び基本概念  | 定性的要件   | 定量的要件   |
|--|---|---|
| <p><b>絶滅危惧Ⅱ類</b><br/>Vulnerable (VU)<br/>絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">絶滅危惧<br/>T<br/>H<br/>R<br/>E<br/>A<br/>T<br/>E<br/>N<br/>E<br/>D</p> |   | <p>C. 個体群の成熟個体数が10,000未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 10年間もしくは3世代のどちらか長い期間に10%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ次のいずれかに該当する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体群構造が次のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 1,000以上の成熟個体を含む下位個体群は存在しない。</li> <li>ii) 1つの下位個体群中にすべての成熟個体が属している。</li> </ol> </li> <li>b) 成熟個体数の極度の減少</li> </ol> </li> </ol> <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が1,000未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100年間における絶滅の可能性が10%以上と予測される場合。</p> |
| <p><b>準絶滅危惧</b><br/>Near Threatened (NT)<br/>存続基盤が脆弱な種</p> <p>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。</p>   | <p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 個体数が減少している。</li> <li>b) 生息条件が悪化している。</li> <li>c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。</li> <li>d) 交雑可能な別種が侵入している。</li> </ol>   |   |
| <p><b>情報不足</b><br/>Data Deficient (DD)<br/>評価するだけの情報が不足している種</p>   | <p>次に該当する種</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性(具体的には、次のいずれかの要素)を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。</li> <li>b) 生息地が局限されている。</li> <li>c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する(分布域がごく限られた固有種等)。</li> <li>d) 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。</li> </ol> |   |

## ■ 付属資料

| カテゴリー及び基本概念   | 定性的要件  | 定量的要件 |
|---|--|-------|
| <p>絶滅のおそれのある地域個体群<br/>Threatened Local Population (LP)</p> <p>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p> | <p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>①生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見した場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p> |       |

### ※「情報不足」の取扱いについて

カテゴリーが「情報不足」に評価された種は、絶滅危惧に移行する可能性はあるが、評価するだけの情報が不足している種です。

今回の見直し調査では、文献で過去に生息・生育の確認をしたが実際に生息・生育しているか不明な種や近似種との識別ができず正確な生息・生育状況が把握できていない種などを情報不足として評価しています。

情報不足とされた種は、今後、十分な情報が得られた場合は改めて評価付けします。

[参考]

ふくしまレッドリスト（2001-2003年版）のカテゴリーと評価方法

| 区分及び基本概念  |  | 定性的要件  |  |
|---|--|--|--|
| <b>絶滅</b><br>(野生絶滅生物を含む)<br>Extinct(Extinct in the wild)<br>(EX+EW)<br>福島県内ではすでに絶滅したと考えられるか飼育・栽培下でのみ存続している種および亜種・変種                       |  | 次のいずれかに該当する種および亜種・変種。  |  |
|   |  | <b>【確実な情報があるもの】</b>  | <b>【情報量が少ないもの】</b>   |
|   |  | ①信頼できる調査や記録によりすでに絶滅したことが確認されている。<br>②信頼できる複数の調査によっても生息が確認できなかった。   | ③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。   |
| <b>絶滅危惧</b>   | <b>絶滅危惧 I 類</b><br>Threatened A (A)<br>絶滅の危機に瀕している種および亜種・変種<br><br>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種および亜種・変種。                           | 次のいずれかに該当する種および亜種・変種。  |  |
|   |  | <b>【確実な情報があるもの】</b>  | <b>【情報量が少ないもの】</b>   |
|   |  | ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している<br>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している<br>③ 知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。<br>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種および別亜種・別変種が侵入している。  | ⑤それほど遠くない過去（30 年～ 50 年）の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため絶滅したかどうかの判断が困難なもの。 |
|   | <b>絶滅危惧 II 類</b><br>Threatened B (B)<br>絶滅の危険が増大している種および亜種・変種<br><br>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられる種および亜種・変種。 | 次のいずれかに該当する種および亜種・変種。  |  |
| <b>【確実な情報があるもの】</b>   |  | <b>【情報量が少ないもの】</b>   |  |
|   |  | ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。<br>②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。<br>③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。<br>④分布域の相当部分に交雑可能な別種および別亜種・別変種が侵入している。  |  |
| <b>準絶滅危惧</b><br>Threatened C (C)<br>存続基盤が脆弱な種および亜種・変種<br><br>現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有する種および亜種・変種。              |  | 生息状況の推移から見て、種および亜種・変種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。<br>a 個体数が減少している。<br>b 生息条件が悪化している。<br>c 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。<br>d 交雑可能な別種および別亜種・別変種が侵入している。        |  |
| <b>希少</b><br>Threatened (D)<br>個体数が少ないもしくは生息地が限られている種および亜種・変種。<br><br>現時点のところ絶滅危惧や準絶滅危惧にも該当しないが、生息条件の変化によって容易に上位のランクに移行する要素を有する種および亜種・変種。 |  | 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧や準絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有している種および亜種・変種。<br>a どの生息地においても生息密度が低く希少である。<br>b 生息地が局限されている。<br>c 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。<br>d 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。 |  |
| <b>注意</b><br>Noteworthy (N)<br>注意すべき種および亜種・変種   |  | 本県では一般に見られるが、全国レベルでは貴重であると評価されている種および亜種・変種。  |  |
| <b>未評価</b><br>Not Evaluated (NE)<br>評価できなかった種および亜種・変種   |  | 現在の資料で絶滅の危険性があるかどうかの判定が難しく、以前生息が確認されたものの、現状が不明のもの。確認された種および亜種・変種の生息情報が疑わしいもの。  |  |

### 3 ふくしまレッドリスト (2017年版) 掲載種数

| 評価区分<br>対象 |                     | 絶滅<br>(EX) | 野生<br>絶滅<br>(EW) | 絶滅のおそれのある種                |                           |                          | 準絶滅<br>危惧<br>(NT) | 希<br>少<br>(D) | 注<br>意<br>(N) | 未評<br>価<br>(NE) | 情<br>報<br>不<br>足<br>(DD) | 計     | 絶滅<br>の<br>お<br>そ<br>れ<br>の<br>あ<br>る<br>地<br>域<br>個<br>体<br>群<br>(LP) |
|------------|---------------------|------------|------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------|---------------|---------------|-----------------|--------------------------|-------|--|
|            |                     |            |                  | 絶滅危惧 I 類                  |                           | 絶滅<br>危惧<br>II 類<br>(VU) |                   |               |               |                 |                          |       |  |
|            |                     |            |                  | 絶滅<br>危惧<br>I A 類<br>(CR) | 絶滅<br>危惧<br>I B 類<br>(EN) |                          |                   |               |               |                 |                          |       |  |
| 植物         | コケ植物 <sup>注1)</sup> | 0          | 0                | 26 <sup>注1)</sup>         |                           | 24                       | 18                | 33            | 0             | 15              | -                        | 116   | -  |
|            | シダ植物                | 2          | 0                | 10                        | 7                         | 19                       | 33                | -             | -             | -               | 11                       | 82    | 0  |
|            | 種子植物                | 13         | 0                | 114                       | 114                       | 186                      | 168               | -             | -             | -               | 97                       | 692   | 0  |
| 昆虫類        |                     | 5          | 0                | 25 <sup>注2)</sup>         |                           | 21                       | 56                | -             | -             | -               | 83                       | 190   | 0  |
| 鳥類         |                     | 0          | 0                | 9                         | 10                        | 9                        | 53                | -             | -             | -               | 9                        | 90    | 0  |
| 淡水魚類       |                     | 0          | 0                | 3                         | 12                        | 2                        | 4                 | -             | -             | -               | 10                       | 31    | 4  |
| 両生・爬虫類     |                     | 0          | 0                | 1 <sup>注2)</sup>          |                           | 0                        | 16                | -             | -             | -               | 2                        | 19    | 3  |
| 哺乳類        |                     | 2          | 0                | 1 <sup>注2)</sup>          |                           | 1                        | 0                 | -             | -             | -               | 17                       | 21    | 0  |
| 淡水性甲殻類     |                     | 0          | 0                | 0                         | 0                         | 0                        | 0                 | -             | -             | -               | 2                        | 2     | 0  |
| 菌類         |                     | 0          | 0                | 3 <sup>注2)</sup>          |                           | 2                        | 11                | -             | -             | -               | 43                       | 59    | 0  |
| 計          |                     | 22         | 0                | 136                       | 143                       | 264                      | 359               | 33            | 0             | 15              | 274                      | 1,302 | 7  |
|            |                     |            |                  | 335                       |                           |                          |                   |               |               |                 |                          |       |  |

注1) コケ植物については2017年版では改訂しなかったため、旧カテゴリーで掲載している。

注2) 定量的要件による評価が可能となるようなデータが得られないことから、定性的要件によるカテゴリー区分に従って、絶滅危惧 I 類を I A 類と I B 類に分けていない。

**ふくしまレッドリスト(2017年版)は、1,302種(ふくしまレッドリスト(2001-2003年版)より278種の増加)**

#### [参考] ふくしまレッドリスト (2001-2003年版) 掲載種数

| 評価区分<br>対象 |      | 絶滅<br>(EX+EW) | 絶滅のおそれのある種             |                         | 準絶滅<br>危惧<br>(C) | 希<br>少<br>(D) | 注<br>意<br>(N) | 未評<br>価<br>(NE) | 計     |
|------------|------|---------------|------------------------|-------------------------|------------------|---------------|---------------|-----------------|-------|
|            |      |               | 絶滅<br>危惧<br>I 類<br>(A) | 絶滅<br>危惧<br>II 類<br>(B) |                  |               |               |                 |       |
| 植物         | コケ植物 | 0             | 26                     | 24                      | 18               | 33            | 0             | 15              | 116   |
|            | シダ植物 | 2             | 7                      | 18                      | 8                | 29            | 0             | 9               | 73    |
|            | 種子植物 | 5             | 97                     | 138                     | 114              | 106           | 8             | 124             | 592   |
| 昆虫類        |      | 1             | 8                      | 16                      | 30               | 38            | 7             | 12              | 112   |
| 鳥類         |      | 0             | 11                     | 14                      | 17               | 23            | 1             | 6               | 72    |
| 淡水魚類       |      | 0             | 3                      | 2                       | 6                | 2             | 0             | 7               | 20    |
| 両生・爬虫類     |      | 0             | 0                      | 1                       | 4                | 5             | 0             | 5               | 15    |
| 哺乳類        |      | 2             | 1                      | 1                       | 1                | 8             | 3             | 8               | 24    |
| 計          |      | 10            | 153                    | 214                     | 198              | 244           | 19            | 186             | 1,024 |

## 4 各分類群における調査結果

### (1) 植物（シダ植物、種子植物）

今回の改訂では絶滅危惧種 450 種と準絶滅危惧種 201 種の合計 651 種が絶滅のおそれのある種およびそれに準じる種としてリストに掲載されました。さらに、絶滅のおそれの程度を評価するだけの情報が不足している種（情報不足）として、108 種を掲載されました。平成 14 年に出版されたレッドデータブックと比較すると、絶滅危惧種の数 は 190 種増加しています。これらの多くは調査が進んで、新たに絶滅のおそれがあることが判明したものです。絶滅危惧種の中には湿地や草原の種が多く含まれていて、これらの環境を適切に保全することが重要であることを示しています。

絶滅が確認されたのは 15 種で、新たに 9 種が追加されました。前回絶滅とされた 7 種のうちリュウノヒゲモは、県内の津波被災地にできた汽水の池で新たに生息が確認されたため、絶滅危惧 I A 類に判定されました。生育地が復旧事業範囲内であるため、保全のための努力が試みられています。

また、コケ類については研究者の不足により改訂調査ができなかったため、改訂前のふくしまレッドリストカテゴリーに準拠してリストを再掲載しています。

### (2) 昆虫類

今回の改訂によって選定された種は 190 種で、改訂前と比較して 78 種の増加となりました。リストへの新規追加は 118 種で、40 種が削除されました。

福島県内に分布している全分類群（29 目）を対象とした調査の結果、バッタ目、カマキリ目など 9 分類群が追加され、15 分類群が掲載されました。

このリストでは、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧 I 類と絶滅危惧 II 類）の数は 46 種となっています。また、準絶滅危惧は 56 種を掲載しています。さらに、情報不足として、83 種を掲載しています。

平成 14 年に出版されたレッドデータブックと比較すると、絶滅のおそれのある種の数 は 22 種増加しています。

今回、絶滅となったのは 5 種で、新たに絶滅となったのは、チョウ目 2 種とコウチュウ目 2 種の計 4 種です。

国（環境省）の第 4 次レッドリストと同様に、新規追加種や改訂前と比較してランクが上がった種には、里地里山を主な生息場所とする水生甲虫・水生カメムシ類や、草原、河川敷、湿地、砂浜に生息する種が多く、これらの環境に生息する種は深刻な状況にあることが明らかになりました。

### (3) 鳥類

今回の改訂では選定種を 90 種とし、改訂前と比較して 18 種追加となりました。

生物分類群については、改訂によりイワヒバリ科、カモ科など 7 分類群が追加され、29 分類群が掲載されています。

このリストでは、絶滅のおそれのある種の数 は 28 種となっています。また、準絶滅危惧は 53 種を掲載しています。さらに、情報不足として、9 種を掲載しています。

平成 14 年に出版されたレッドデータブックと比較すると、絶滅のおそれのある種の数 は 3 種増加しています。トラフズクやヘラシギなど県内での生息確認地が減少していることから絶滅危惧 I A 類としました。

#### (4) 淡水魚類

今回の改訂では選定種を 35 種とし、改訂前と比較して 15 種追加となりました。

生物分類群については、改訂によりウナギ目、サケ目の 2 分類群が追加され、9 分類群が掲載されています。

このリストでは、絶滅のおそれのある種の数には 17 種となっています。また、準絶滅危惧は 4 種を掲載しています。さらに、情報不足として、10 種を掲載しています。

平成 15 年に出版されたレッドデータブックと比較すると、絶滅のおそれのある種は 12 種増加しています。ゼニタナゴやシナイモツゴなど環境の変化や外来種の影響により個体数が減少していることから絶滅危惧 I A 類としました。

さらに、本県において保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群を「地域個体群」として、4 個体群を選定しています。

#### (5) 両生・爬虫類

両生類では、今回の改訂では 4 種と 3 地域個体群を追加し、2 種を削除しました。絶滅のおそれのある地域個体群を含めて選定種は 14 種となり、平成 15 年に出版されたレッドデータブックと比較して 5 種の増加となりました。このリストでは、絶滅のおそれのある種は 1 種となっています。また、準絶滅危惧は 10 種を、絶滅のおそれのある地域個体群は 3 個体群を選定しています。トウキョウサンショウウオは本県では南東部のいわき市と矢祭町でのみ記録されており、特に震災後の生息環境の悪化が顕著であることから絶滅危惧 I 類へランクを引き上げました。また、前回未評価となっていたトノサマガエルおよびトウキョウダルマガエルの 2 種はそれぞれの分布範囲と生息状況が明らかとなり、圃場整備や耕作放棄による水田の変化により生息環境が悪化していることが判明したため準絶滅危惧としました。

爬虫類では今回の改訂では 4 種を追加し 2 種を削除しました。選定種は 8 種となり、平成 15 年に出版されたレッドデータブックと比較して 2 種の増加となりました。このリストでは、準絶滅危惧は 6 種を掲載しています。さらに、情報不足として、2 種を掲載しています。選定種の中でもアカウミガメは本県が太平洋側の産卵地の北限に近いことや、震災後の砂浜環境の変化により今後の産卵地としての存続が危ぶまれることから準絶滅危惧へランクを引き上げました。クサガメは近年の研究で国外外来種である可能性が指摘されていること、ニホンイシガメは本県では目撃情報が少なく自然分布ではない可能性が高いと考えられることから本改訂でリストから削除しました。

#### (6) 哺乳類

今回の改訂では選定種を 21 種とし、平成 15 年に出版されたレッドデータブックと比較して 3 種減少となりました。

ニホンザルやツキノワグマ、ニホンカモシカ、コテングコウモリについて、生息状況の変化によりランク外としました。

このリストでは、絶滅のおそれのある種は 2 種となっています。また、情報不足として、17 種を掲載しています。

#### (7) 淡水性甲殻類

今回のリスト改訂における水生昆虫類の調査過程で、県内には保護する必要がある淡水性甲殻類が生息することが明らかになりました。そこで、新たな生物分類群として、甲殻類を淡水性種に限定してリストに掲載しました。

アイヅキタハウネンエビとテナガエビの2種を選定しました。ただし、調査期間の短さなどから両種とも情報不足のカテゴリー区分としました。

## (8) 菌類

今回の改訂調査において、新たな生物分類群としてリストに掲載しました。

このリストでは、絶滅のおそれのある種の数には5種となっています。また、準絶滅危惧は11種を掲載しています。さらに、情報不足として、43種を掲載しています。

## 5 改訂の経緯及び調査体制

### (1) 改訂の経緯

平成25年度：植物、昆虫類、菌類の調査を開始

平成26年度：植物800種を仮選定 ※シダ植物、種子植物のみ

昆虫類225種を仮選定

菌類59種を選定(59種追加)

平成27年度：鳥類、淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類の調査を開始

淡水性甲殻類の追加調査を開始

植物、昆虫類についてリスト中間案を作成、福島県自然保護課のホームページで公開

平成28年度：植物774種を選定(156種追加、47種削除) ※シダ植物、種子植物のみ

昆虫類189種を選定(117種追加、40種削除)

鳥類90種を選定(20種追加、2種削除)

淡水魚類35種を選定(16種追加、1種削除)

両生・爬虫類22種を選定(11種追加、4種削除)

哺乳類21種を選定(1種追加、4種削除)

淡水性甲殻類2種を選定(2種追加)

平成29年度：調査結果リスト案について、福島県野生動植物保護アドバイザーに意見照会

福島県自然環境保全審議会希少野生生物保護部会に諮問

ふくしまレッドリスト改訂案についてパブリックコメントを実施

パブリックコメントの結果、2件の意見が提出され、うち1件の意見をふくしまレッドリスト改訂案に反映させた。

昆虫類190種を選定(パブリックコメントの結果、1種追加)

福島県自然環境保全審議会希少野生生物保護部会より答申

### (2) 調査体制

改訂作業について以下の調査員に協力を得ております。(五十音順、敬称略)

(植物)

阿部武 伊賀和子 五十嵐彰 猪狩貴史 猪狩資子 猪瀬礼璃菜 薄葉満 遠藤雄一  
折笠常弘 葛西英明 樫村利道 片野伸雄 加藤沙織 兼子伸吾 菅野修三 櫛田正行  
黒沢高秀 坂下諭 櫻井信夫 佐々木公一 佐藤健司 佐藤光雄 首藤光太郎 高原郁子  
高原豊 富田武子 友坂豊 仲川邦広 新国勇 二瓶重和 根本秀一 蓮沼憲二 深瀬元靖  
古川眞智子 星(富田)昇 堀富男 本多隆 山下俊之 山下由美 山田恒人 湯澤陽一  
吉田一右 渡辺和子 渡部秀哉 渡邊祐紀

(菌類)

阿部武 貝津好孝 富田武子 奈良俊彦 広井勝 平澤桂 本多隆 三田村敏正 吉井重幸  
渡部正明

(昆虫類・淡水性甲殻類)

阿部駿太郎 石川佳宏 井上尚武 大平創 大桃定洋 緒勝祐太郎 金子道夫 草刈広一  
草野憲二 郡司正文 小林潤一郎 斎藤修司 斎藤忠雄 志賀澄歌 篠木昭夫 島野智之  
関原瑞穂 田口四十三 田村克徳 塘忠顕 芳賀馨 疋田直之 平澤桂 増渕翔太  
水野谷昭三 三田村敏正 横井直人 横山隆 吉井重幸 渡辺浩

(鳥類)

荒川幸男 伊東善政 遠藤政弘 大河原吉衛 太田弘道 長田雅一 賀川紘 川俣浩文  
久野文廣 熊谷健一 黒江義之 児山章二 権藤義弘 佐藤和子 佐藤勝彦 佐藤繁則  
佐藤慎一 志賀裕悦 白瀬豊 杉内慶夫 鈴木滋 瀬谷悟 瀬谷喜子 相良昌彦 武田健  
棚邊美根子 千葉友子 戸邊進 林克之 原傳 蛭田衛 古木勇 星野純 細井俊宏  
満田信也 弥勅友道 村上智弘 柳内景子 横田敬幸 吉田正明 渡辺文雄

(淡水魚類)

稲葉修 倉石信 佐久間徹 春本宜範

(両生・爬虫類)

稲葉修 松島野枝 吉川夏彦

(哺乳類)

岩崎雄輔 岩柳光夫 大槻晃太 今野万里子 佐藤洋司 高岡裕大 高橋修 藤本竜輔  
渡邊憲子

## 6 ふくしまレッドリストの活用

福島県では福島県野生動植物の保護に関する条例（平成16年条例第23号。）第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、公共工事等の実施時、その他公共工事等以外の事業で県が必要と判断した場合に「ふくしまレッドリスト」に掲載された野生動植物（以下「希少野生動植物」という。）の生息・生育情報を提供することにより、事前に工事等箇所における希少野生動植物の生息・生育情報を管理調整し、希少野生動植物への配慮を行っております。

この他、福島県による環境行政の様々な場面で今回改訂されたレッドリストを活用する予定です。

## 7 問い合わせ先

今回公表したレッドリストについてのご意見・お問い合わせ等は、住所・氏名・電話番号を明記した上で、手紙、メールまたはFAXにより、下記までお願いします。いただいたご意見等は、今後のレッドリスト改訂での検討資料といたします（すべてのご意見・お問い合わせ等にお答えすることはできない場合がございますので、ご了承ください）。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県生活環境部自然保護課

電話 番 号：024-521-7210

F A X 番 号：024-521-7927

メールアドレス：shizen@pref.fukushima.lg.jp

(注意：メールアドレス中、『lg』の部分は、『エル・ジー（アルファベット）』です。)